

平成23年8月25日

意見陳述書

(竹下義樹)

私は、被後見人■■■■■■■■■■の両親から■■■■■■■■■■君の将来を案じて後見人となることを依頼されました。両親はすでに他界してしまいましたが、両親は■■■■■■■■■■君が両親の死後に一人暮らしとなることをとても心配しておられ、そうした将来への不安を払拭するために後見人を選任したのです。

ところが、公職選挙法は、本人の投票能力の有無を考慮することなく、一律に被後見人から選挙権を奪う制度となっているため、■■■■■■■■■■君は後見開始とともに選挙権を剥奪されてしまいました。

■■■■■■■■■■君は後見が開始するまでは繰り返し投票に出かけ選挙権を行使してきました。しかも、■■■■■■■■■■君は両親や第三者から指導を受けたりすることなく、自分で新聞を読み、自らの判断で投票していたのです。にもかかわらず、両親の将来への不安の解消と■■■■■■■■■■君の権利擁護等を願って後見を開始したことが、そうした■■■■■■■■■■君から投票権を奪うことになってしまったことは、後見人を務めることになった私にとってもとても忍びがたい結果となってしまいました。私は、■■■■■■■■■■君の生活の維持と権利擁護のために後見人に選任されたはずなのに、日本国憲法の下でもっとも重要な原理である国民主権の発動としての選挙権を奪うことになったことに到底割り切れない思いです。

■■■■■■■■■■君の両親が他界している今日において、■■■■■■■■■■君の選挙権を回復するために後見を終了させることは、■■■■■■■■■■君を無権利状態に投げ出すことになるため、そうした手段をとることは絶対にできません。後見人としては、■■■■■■■■■■君の人間としての尊厳を回復し、国民の1人として投票の機会を回復するためには本訴を提起せざるを得なかったことを、裁判所におかれましては十分にご理解いただき、本件訴訟の審理を尽くしていただくことを、訴訟開始の冒頭にあたり強く要望します。